

地方公共団体における 押印見直しマニュアル



内 閣 府

令和2年12月18日【初版】

規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム

内閣府規制改革推進室

内閣官房行政改革推進本部事務局

目次

第一章 はじめに	1
1．本マニュアルの趣旨	1
2．本マニュアルのスコープ	2
3．用語等の定義	2
第二章 国の押印見直しに係る取組	4
1．住民や事業者から提出される申請等の行政手続における押印見直しの状況	5
(1) 行政手続における見直しの基準	6
(2) 行政手続の押印見直しの結果	9
2．会計手続、人事手続等の内部手続における押印見直しの状況	11
(1) 内部手続における押印見直しの基準	12
(2) 内部手続における押印見直しの結果	13
(3) 内部手続のオンライン化に伴う共通課題の整理	14
第三章 地方公共団体の押印見直しに係る取組	16
1．組織の意思統一	16
2．取組体制の構築	16
3．押印見直し方針の策定	23
4．押印を求める手続の実態把握	23
5．押印見直し・署名見直しの検討	25
6．押印見直し計画の策定	34
7．押印廃止	34
第四章 おわりに	35
参考資料一覧	36

第一章 はじめに

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、また、デジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のためには、書面主義、押印原則、対面主義からの決別が喫緊の課題となっています。デジタルガバメントは国と地方が二人三脚で取組を進めることによって大きな効果を発揮しますが、特に、住民に身近で多くの手続の窓口となる地方公共団体が果たす役割は大きく、積極的な取組が期待されます。

これまで、千葉市や福岡市など先進的な地方公共団体が、各団体の判断で可能な範囲において押印見直しに取り組んできましたが、国の法令等に根拠がある手続やそれに準じて押印を求めてきた手続については、見直しが行えませんでした。

しかしながら、今般、国においては、「どうしても残さなければならない手続を除き、速やかに押印を見直す」という考え方の下、押印の見直しを強力に推進した結果、民間から行政への手続の99.4%において廃止又は廃止の方向となり、特に認印については、全て廃止される見込みとなりました。

こうしたことから、これまで押印見直しに取り組んだことのない地方公共団体においては国や先進地方公共団体の取組を参考に、見直しを行った経験のある団体においても、今般の国の取組を取り入れて、更なる押印の見直しに取り組んでいただきたいと思います。

今我々がやろうとしていることは、デジタル技術を最大限活用することによって、省力化できることはAIやロボットに任せて省力化を進め、人が寄り添わなければいけないところに人が寄り添うことができるよう、人手を寄せていく、そういう人のぬくもりが感じられる行政とするための規制改革・行政改革です。

今般の押印の見直しは、押印をなくすこと自体が目的ではありません。行政手続における国民の負担を軽減し、国民の利便性を図ることが目的です。それによって申請手続のオンライン化を促進し、受付業務やその先につながる業務フローのデジタル化、それによる行政サービスの向上へとつなげる端緒となる取組です。人口減少社会における新たな行政の姿を実現するための一里塚として、本マニュアルを活用していただくことにより、押印の見直しに積極的に取り組んでいただきますようお願いします。

1. 本マニュアルの趣旨

地方公共団体が押印の見直しを実施する際の参考となるよう、今般の国の取組について解説するとともに、地方公共団体において国の取組の考え方や基準に沿って押印の見直しに取り組む際の推進体制、作業手順、判断基準等を示しています。併せて、先行的に見直しに取り組んできた地方公共団体の取組についても紹介しています。

本マニュアルは、規制改革・行政改革担当大臣直轄チームの地方公共団体派遣職員（三重県、大阪府、福岡市、相模原市）が、国における見直しを担当した内閣府規制改革推進室及び内閣官房行政改革推進本部事務局並びに総務省自治行政局の支援を受けて、出身団体の経験・意見を持ち寄り作成したものです。

今後も、本マニュアルに国や地方公共団体の取組を追記するとともに、ユーザーの声を踏まえた改善を加え、内容を充実・更新していく予定としています。

２．本マニュアルのスコープ

本マニュアルで扱う対象は、国の法令等において規定されている全手続（住民や事業者から提出される申請等に押印を求めている行政手続や会計手続、人事手続等で押印を求めている内部手続）、地方公共団体が条例等や慣行により押印を求めている全手続とします。

また、本マニュアルは書面・対面規制の見直しを対象としていませんが、今後の国の取組等を踏まえ、書面・対面規制の見直しマニュアルを作成する予定です。

なお、本マニュアルについては、「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和２年７月７日 総務省自治行政局長）で記載されている、国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続に関する「ガイドライン等」及び地方公共団体が独自に実施する手続を見直すに当たって参考とする「国の取組」の一部に含まれるものとします。^１

３．用語等の定義

本マニュアルで扱う用語の定義は、以下のとおりとします。

（１）印鑑の用語

	定 義
登 記 印	法務局へ会社の設立登記を行う際に届け出た印鑑。代表者印。
登 録 印	印鑑登録制度において登録した印鑑。実印。 銀行口座開設時に届け出た印鑑。銀行印。 その他特定の手続 ^２ で使用するものとして登録した印鑑。
認 印	印鑑登録を要しない印鑑（種類を問わない）。三文判や角印。

^１ 参考資料１：地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて（令和２年７月７日）及び別添１：書面規制、押印、対面規制の見直しについて（令和２年７月２日）

^２ 入札制度における参加資格審査の要件として、入札、見積書、契約書、請求書などにおいて使用する印鑑の登録を義務付けている場合など

(2) 手続の定義

	定 義
行政手続	住民や事業者から提出される申請等
内部手続	行政内部の手続（会計手続、人事手続等。会計手続の中には、契約など住民や事業者との間の手続も含まれており、本マニュアルではそれらも含めて内部手続としている）

(3) 用語の定義

	定 義
法令等	法律、政令、省令、告示、通知等
条例等	条例、規則、規程、要綱、要領等
署名	自署すること
記名	氏名を記載すること

第二章 国の押印見直しに係る取組

今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、可能な限り人と人との接触を減少させるため、テレワーク、リモートワークが推進されましたが、書面主義、押印原則、対面主義が阻害要因となっているとの指摘を経済団体等から受けました。

こうした状況を踏まえ、令和2年5月18日に開催された規制改革推進会議においては、見直しの考え方を示したうえで、各省庁に対応を求める方針が示されました。押印原則の見直しの基準等を示した上で、まずは、各省庁に対して緊急対応としての取組を実施するよう文書を発出しました。³これを受け、各省庁において検討が行われ、その回答が6月5日にとりまとめられました。また、民間も含め、社会全体の押印見直しが進むよう、民事訴訟における押印の効果が限定的であること等についてのQ&Aを示しました。^{4、5}

緊急対応は、後日書面を提出することを前提にPDF化して電子メールで提出することを認めるなど、暫定的な対応が多く含まれていることから、7月2日に内閣総理大臣に提出された意見書では、「恒久的な制度的対応」として、各省庁に対し、年内に見直しの検討を行い、法令・告示・通達等の改正を行うことが求められました。⁶7月8日には、内閣府、内閣官房、規制改革推進会議及び4経済団体において、緊密な連携の下、官民一丸となって押印見直しに向けた取組を推進することが宣言されました。⁷7月17日には、規制改革実施計画においてこうした方針が閣議決定されています。骨太の方針2020においても、「書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きできるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」こととされました。

その後、9月23日のデジタル改革関係閣僚会議において、規制改革・行政改革担当大臣から、「どうしても押印を残さなければならない手続があれば、9月中にお届けをいただき、それ以外のものについては速やかに廃止をする」との取組方針が示され、更なるスピード感を持って、徹底した見直しが行われることになりました。

³ 参考資料1別添2：行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）（令和2年5月22日）

⁴ 参考資料1別添4：押印についてのQ & A（令和2年6月19日）

⁵ 参考資料2：就労証明書に関して押印を省略した場合又は電子的に提出した場合の犯罪の成立についての整理（令和2年9月4日）

⁶ 参考資料1別添1：書面規制、押印、対面規制の見直しについて（令和2年7月2日）

⁷ 参考資料3：「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言（令和2年7月8日）

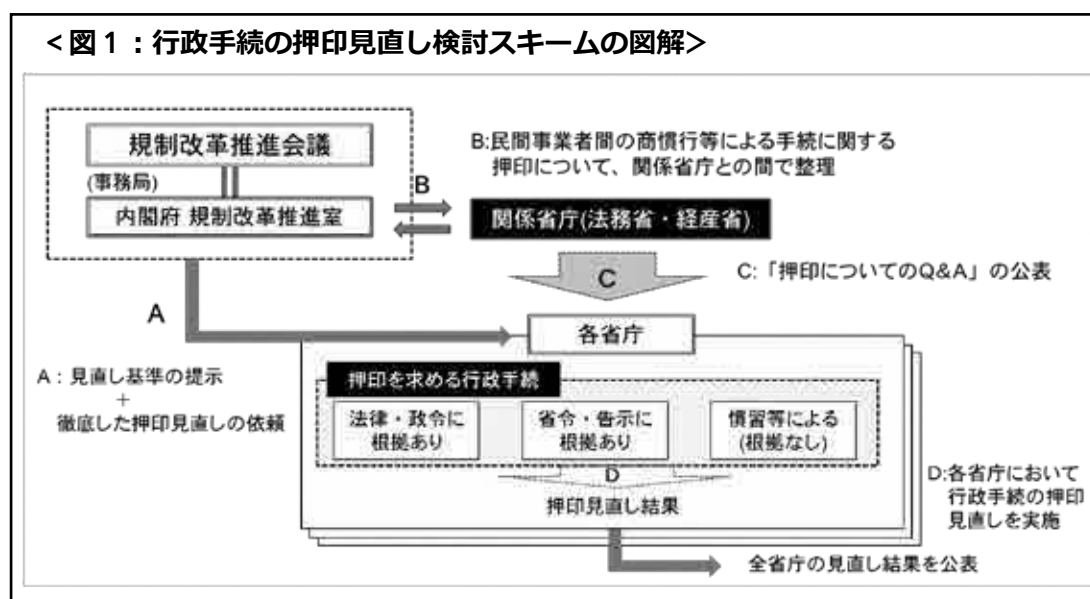
その結果、11月までに各手続の押印見直しの方針が明らかになり、今後、国の法令等により行政手続や内部手続に押印を求めていたもので、押印見直し対象となったものは、原則として年内に政省令や告示の改正を行い、法改正が必要な事項については、2021年通常国会に一括法を提出することが検討されています。

1. 住民や事業者から提出される申請等の行政手続における押印見直しの状況

国の行政手続に係る押印見直しについては、国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続も含まれており、内閣府規制改革推進室が中心となって取組を進めました。

各省庁へ押印見直しの検討を依頼するに当たっては、規制改革推進会議（事務局：規制改革推進室）が見直しの基準を提示するとともに、規制改革推進会議の答申や閣議決定等で方針を示すなどの取組を行っています。

これらを踏まえた各省庁における検討の結果、令和2年11月13日に、行政手続の押印見直しの結果を公表しました。⁸



⁸ 内閣府 HP「押印手続の見直しについて」

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/i_index.html

参考資料4 - 1：押印を存続する方向で検討している行政手続

参考資料4 - 2：押印を求める行政手続の見直し方針（根拠別集計）

参考資料4 - 3：各府省の行政手続における押印の見直し方針一覧

(1) 行政手続における見直しの基準

押印見直し基準

規制改革推進会議による 5 月 22 日の緊急対応の検討依頼においては、行政手続における押印見直しの基準が示され、これに基づき、各省庁において緊急対応が検討されました。⁹

11 月 13 日にまとめられた「恒久的な制度的対応」も、この基準により検討されており、その際の考え方を図解すると図 2 のとおりです。

見直しの手順としては、押印を求める根拠ごとに手続を分類したうえで、求める押印の種類や手続の内容・目的等に鑑み、(a)押印を求める意味、(b)趣旨の合理性、(c)代替手段の可否、の視点から手続を評価して、押印見直しを行うこととし、図 2 の() ~ () の場合には押印を求めないこととしました。

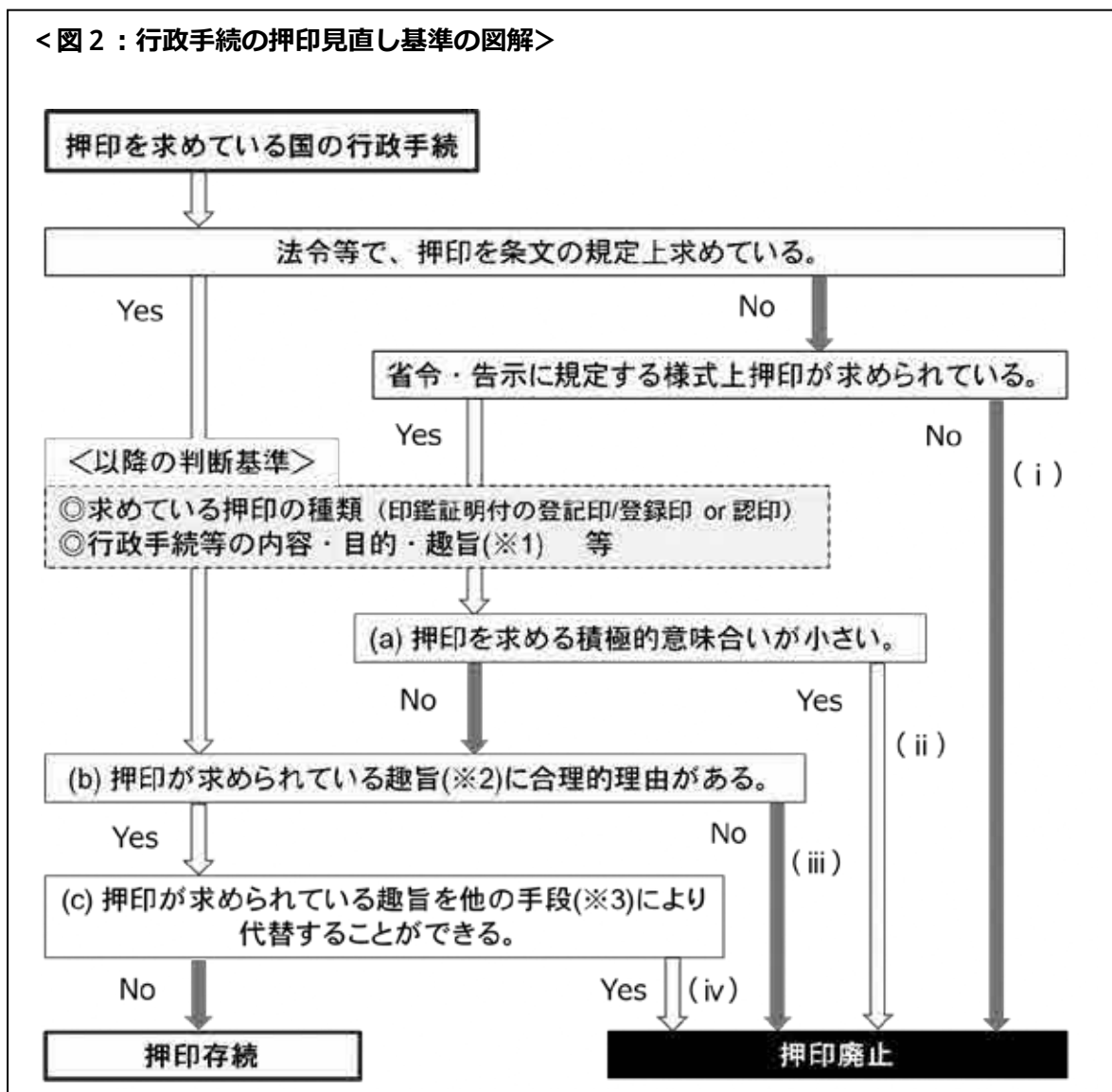
- () 法令の条文、省令・告示の様式のいずれにも押印を求める根拠がないものは、押印を求めない
- () 省令・告示の様式のみを押印欄がある手続は、登記印・登録印を求めているなど特段の事情がない限り、基本的に押印を求める積極的意味合いが小さいと考えられることから押印を求めない
- () 法令の条文で押印を求めている手続や、省令・告示の様式のみを押印欄がある手続であって押印の種類、行政手続の内容・目的・趣旨に照らして、押印を求める積極的意味合いが大きいと認められる事情（合理的な理由があって登記印・登録印を求めている等）が認められる手続においても、押印が求められている趣旨に照らして（図 2 2 参照）押印を求める合理的理由が認められない場合は、押印を求めない
- () 法令等の条文で押印を求めている手続であって、押印が求められている趣旨に照らして（図 2 2 参照）押印を求める合理的理由が認められる場合においても、他の手段（図 2 3 参照）により押印が求められる趣旨を代替可能なものは、押印を求めない

なお、認印については、押印が求められている趣旨に対する効力が極めて限定的であるとされ、その後の国会答弁においても、認印は個人の認証としての効力は乏しいとの見解が示されています。¹⁰

⁹ 参考資料 1 別添 2：行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）（令和 2 年 5 月 22 日）

¹⁰ 第 203 回国会参議院予算委員会（令和 2 年 11 月 5 日）、規制改革・行政改革担当大臣発言

<図2：行政手続の押印見直し基準の図解>



- 1 行政手続等の内容・目的・趣旨等を踏まえるにあたっては、行政手続が継続的な関係の中で行われる場合には、押印を求める必要性が低いことに留意する必要があります。
- 2 押印が求められている趣旨として、以下の3点が考えられますが、特に、認印は個人の認証としての効果は乏しいため、押印が求められている趣旨に対する効力が限定的であることに留意する必要があります。

押印が求められている趣旨

趣旨	留意事項
本人確認 (文書作成者の真正性担保)	3 に示すとおり、本人確認の手法は押印の他にも多数存在し、実印によらない押印は本人確認としての効果は大きくない
文書作成の真意確認	本人確認がなされれば、通常の場合には押印は不要
文書内容の真正性の担保	文書の証拠価値は押印のみによって評価されるわけではなく、手続全体として評価されるものである。

3 押印が求められている趣旨を代替する手段としては、以下のような方法が考えられます。

- ・継続的な関係がある者の e メールアドレスや既登録 e メールアドレスからの提出
- ・本人であることが確認された e メールアドレスからの提出（本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることなどが考えられる）
- ・ID/パスワード方式による認証
- ・本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等）のコピーや写真の PDF での添付
- ・他の添付書類による本人確認
- ・電話やウェブ会議等による本人確認
- ・署名機能の付いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いた PDF への自署機能の活用等）
- ・実地調査等の機会における確認

本人確認等の手段として署名を存続させる手続の整理

署名については、一連の行政手続の中で押印と同時に、又は押印の代替として求められることが多いことから、押印見直しと併せて、本人確認等の手段として署名を存続させる手続の整理を行いました。

() 署名又は記名押印

これまで「署名又は記名押印」を求めてきた手続について、すべての申請者に署名を求めることは、申請者の選択肢を狭めるものであり、実質的な規制強化となり得ます。このことから、「署名又は記名押印」に代えて署名を求める必要性については、厳しく検証することが求められました。しかし、改めて手続の性質・実情等に即して検討し、署名を求める実質的な必要性がある場合には、申請者の負担増等も考慮した上で、例外的に認められたものもあります。なお、押印見直しの代替手段として新たに署名を求めることは、デジタル化を促進する観点から、十分な代替案ではなく、押印を見直すこととはみなさないものとされました。

＜参考：検討の結果、署名を求める手続とその理由＞

・住民異動届（住民基本台帳法（転入、転出、転居、世帯変更等））

存続理由：個人の重要な権利義務に係る多数の行政事務の基礎となる手続であるため。虚偽の届出等があった場合に、回復困難な権利侵害等が生じ得る。
これまでの申請等の殆どで「署名」が行われており、負担増は限定的。

・直接請求に係る提出書類（署名収集を依頼する委任状）

存続理由：直接請求は参政権の一つで、適正実施の強い要請がある。適正な直接請求活動のためには、住民が署名時に委任状の真正性を判断する手がかりを残しておく必要があることから、請求代表者全員の押印を求めている。（氏名については、記名でも可。）従来、多数の者の押印を求めているものを全員ではなく、1人以上の署名にすることで、真正性を確保しつつ、押印を廃止することにより負担軽減を図ることとしている。

（ ）署名及び押印

署名及び押印を求めている手続について、押印を求めないことにすることは、手続の簡素化であり、署名に実質的な意味があると考えられる場合には、引き続き署名を求めることとなっています。

（２）行政手続の押印見直しの結果

見直し件数

国民や事業者等が法令に基づき国・地方公共団体等に対して行う行政手続の中で、押印を求めている手続は、全部で 14,992 手続（添付書類で押印を求めるものを含む。）があり、そのうち法令等に根拠のあるものが 8,962 手続（59.8%）、根拠のないものが 6,030 手続（40.2%）ありました。特に、告示・省令に定める様式の中で押印を求める行政手続が 6,350 手続と最も多くなっています。

今回の見直しの結果、14,992 手続のうち、14,909 手続（99.4%）については、押印廃止の決定、または廃止の方向で検討することとなりました。なお、認印を求めている行政手続について、押印を存続するものではなく、存続する 83 手続は、いずれも印鑑証明が必要なものや、登記印・登録印となっています。

こうした方針を踏まえ、原則として年内に、各省庁において政省令等の改正を行うこととしています。また、法律改正が必要なものについては、一括法を提出する予定です。

＜参考：行政手続の見直し方針の集計結果＞¹¹

（手続数）

押印の根拠		全数	廃止済・ 廃止決定	廃止の 方向	存続の 方向	（押印の種類別内訳）		
						印鑑 証明付	登記印/ 登録印	認印可
法令等の根拠あり		8,962	2,202	6,686	74	40	34	0
	法律に明文の根拠	1,204	0	1,200	4	1	3	0
	政令に明文の根拠	159	38	94	27	27	0	0
	告示・省令に明文の根拠	1,249	88	1,136	25	11	14	0
	告示・省令の様式	6,350	2,076	4,256	18	1	17	0
法令等の根拠なし		6,030	2,996	3,025	9	1	8	0
合 計		14,992	5,198	9,711	83	41	42	0
			(14,909)					

押印が存続する行政手続

存続する 83 手続の一例は次のとおりです。なお、今般の見直し対象となった行政手続及びその見直し方針の一覧については、「参考資料 4 - 3：各府省の行政手続における押印の見直し方針一覧」を参照してください。

（ ）登記印または登録印を求める手続であって、印鑑証明の提出も求めるもの（例）

・自動車の新規登録【国土交通省】

根拠法令：道路運送車両法

押印根拠：政令に明文の根拠

存続理由：自動車の登録手続のうち、印鑑証明書を求めている手続は、財産的価値の高い自動車の所有権の取得又は喪失に直接影響を及ぼすものであることから、所有権の公証のために厳格な本人確認を行う必要性が高く、存続の方向で検討中である。

・相続税申告（財産の分割の協議に関する書類）【財務省】

根拠法令：相続税法

押印根拠：法律に明文の根拠

存続理由：遺産分割協議の内容は相続税額の計算に直接影響することから、その内容が全員の真意に基づき成立したものであることを担保する措置が必要であるため。

（ ）登記印または登録印を求める手続（例）

・商業、法人登記の申請【法務省】

根拠法令：会社法

¹¹ 参考資料 4 - 2：押印を求める行政手続の見直し方針（根拠別集計）

押印根拠：法律に明文の根拠

存続理由：商業登記は、会社等の信用維持、取引の安全と円滑を確保するため、正確な法律関係や事実を公示する必要がある、それを実現するため、厳格な本人確認が必要である。その具体的方法として、登記の申請人に印鑑の提出を求め、書面による登記申請においては、この登記所に提出された印鑑と申請書に押された印鑑とを登記官が対照することによって、申請人の同一性を、確実かつ迅速に確認することができる。したがって、押印を廃止することは困難である。

2．会計手続、人事手続等の内部手続における押印見直しの状況

内部手続に係る押印見直しについては、国の内部手続のみが対象とされ、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「行革事務局」という。）が中心となって取組を進めました。

行革事務局においては、各省庁の内部手続を、

(a)法令等に基づく各省庁に共通する手続

(b)法令等に基づく省庁独自の手続

(c)法令等に基づかない（慣例的に行われている）省庁独自の手続

の3種類に分類して取組を進めました。

(a)の手続については、初めに各制度を所管する官庁（財務省、内閣人事局、人事院等。以下「制度官庁」という。）に、手続の洗出しや各手続における書面、押印、対面規制の見直し予定を照会しました。行革事務局は、それらをまとめた一覧表¹²と同一覧表に記載の手続の見直し方針¹³を作成し、各省庁に対して、それらに沿った取組を求めました。

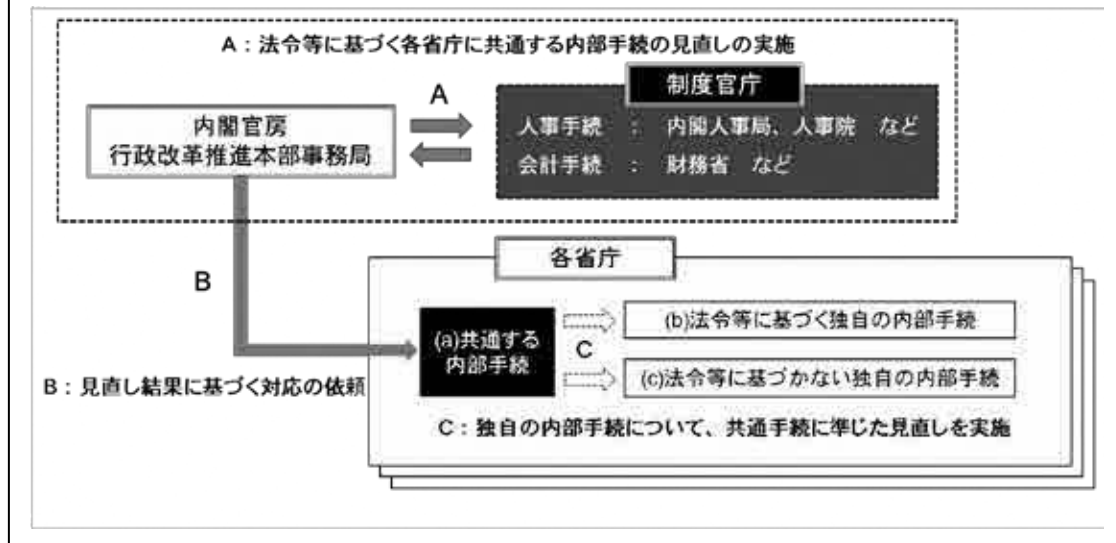
また、(b)及び(c)の手続についても、各省庁に対して(a)の手続に準じた見直しを求め、特に、法令に基づかない(c)の手続については、厳格な見直しを行い、永年勤続表彰の表彰状を除き押印を不要とすることを求めています。¹⁴

¹² 参考資料5別紙2：法令等により書面・押印・対面を求めている会計手続、人事手続等についての一覧表

¹³ 参考資料5別紙1：法令等に基づく会計手続、人事手続等の内部手続における書面・押印・対面の見直し方針

¹⁴ 参考資料5：会計手続、人事手続等の各府省等の内部手続における書面・押印・対面の見直し（令和2年11月16日）

＜図 3：内部手続の押印原則見直し検討スキームの図解＞



（１）内部手続における押印見直しの基準

法令等に基づく各省庁に共通する押印を要する内部手続については、制度官庁との間で個々の手続について押印の必要性を確認した結果、次のとおり見直すことを決定しました。制度官庁が押印を見直すこととした手続（既に押印が不要とされている手続を含む。）について、各省庁において内部規程において押印を求めているものがあれば、原則として令和２年中に内部規程を改正するよう求めるとともに、押印を行わないことを徹底するよう依頼しました。なお、共通する内部手続の見直しの考え方は、各省庁における独自の内部手続の押印見直しに当たっての基準ともしています。

行政機関内部の手続は、安定的・継続的な関係が認められる者同士で行われるものが多く（例：職員から各部局の庶務担当を経て大臣官房の人事担当課に提出される人事関係手続、各部局の庶務担当から大臣官房の会計担当課に提出される会計手続）、一般に国民や事業者等から提出される申請等と比べて厳格な本人確認の必要性は高くないと考えられます。ただし、会計手続の中には、契約など行政内部にとどまらず国民・企業との間で行われる手続等もあることから、引き続き押印の必要性が認められるものもあります。

人事手続

初版発出時点で 16 手続については取扱を精査中ですが、残りのすべての手続については押印を廃止することとしました（令和 2 年 11 月 16 日時点）。取扱を精査中の手続は、「参考資料 5 別紙 2：法令等により書面・押印・対面を求めている会計手続、人事手続等についての一覧表」をご確認ください。

押印を存続させる手続とその理由については、確定後、本マニュアルを更新して紹介いたします。

会計手続

「契約書」、「小切手」、「印鑑照合を行う必要のある手続・書面」のみ押印を存続することとしました。それぞれの手続において押印を存続させる理由は次のとおりです。

（ ）契約書

国の収入及び支出に直結する契約は、行政手続の中でも慎重を期す必要性が高く、さらに、契約の法的安定性を図る必要があるため。

前提として、契約書は電子署名を用いたオンライン対応が可能

（ ）小切手

支払人である日本銀行等において、正当な権限を持つ者からの請求であることを確認する（印鑑照合）ため。

（ ）印鑑照合を行う必要のある手続・書面

国庫金等を管理する日本銀行等において、正当な権限を持つ者からの請求であることを確認する（印鑑照合）ため。

（ 2 ）内部手続における押印見直しの結果

見直し件数

令和 2 年 4 月 1 日時点で、法令等に基づく共通の内部手続であって押印を求めるものは 307 手続ありましたが、このうち 248 手続（80.8%）が、押印廃止の決定、押印を廃止する予定又は廃止する方向で検討することとなりました（令和 2 年 11 月 16 日時点）。押印を存続する 43 手続は、いずれも会計手続となっております。法令等に基づく独自の内部手続や法令等に基づかない独自の内部手続も押印見直しが行われています。

なお、各省庁では、原則として令和 2 年中に押印を規定している内部規程を改正することとしています。

<参考：法令等に基づくの内部手続の見直し状況（令和２年 11 月 16 日時点）>¹⁵

（手続数）

押印の根拠	全数	廃止済・廃止予定 廃止の方向で検討	押印を存続	取扱精査中 （すべて人事手続）
人事・会計手続	307	248	43	16

押印が存続する内部手続

存続する 43 手続の一例は次のとおりです。¹⁶

契約書

小切手

支払指図書

国庫金振替書

国庫金送金請求書

国庫金振込請求書

外国送金請求書

取引関係通知書

小切手振出済通知書

（３）内部手続のオンライン化に伴う共通課題の整理¹⁷

内部手続の押印見直しにおいては、代替手段としてオンラインにより手続を行うことが想定されています。具体的には、ID パスワードなどの認証を経て利用される情報システムを活用してオンラインで手続することにより、押印による本人確認を不要とすることが可能な場合が多いと考えられますが、システム導入には経費や期間、セキュリティ等の課題に対応する必要があります。

このため、各省庁の共通課題に対して、行革事務局と内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室が共同で、次のとおり考え方を整理して示しています。

手法選択の優先順位

各省庁が、手続のオンライン化を検討する場合には、（ ）既存の情報システムの利用、（ ）電子メールの利用、（ ）新規の情報システムの導入・利用、の順で手法を

¹⁵ 参考資料 5：会計手続、人事手続等の各府省等の内部手続における書面・押印・対面の見直し（令和 2 年 11 月 16 日）

¹⁶ 参考資料 5 別紙 2：法令等により書面・押印・対面を求めている会計手続、人事手続等についての一覧表

¹⁷ 参考資料 5 別紙 3：会計手続、人事手続等の各府省の内部手続の書面・押印・対面の見直しに伴う各府省共通課題への考え方

選択することとしています。

また、やむを得ず新規の情報システムの導入・利用を選択する場合についても、クラウド技術を活用した簡易な web サイトの形式の電子申請システム等、比較的短期間・低予算での導入・利用が可能な情報システムの導入を検討することとしています。

電子メールを利用する場合の考え方

各省庁が、内部手続において電子メールを利用する場合の考え方について、次のとおり整理しています。

() 各省庁とその職員との間の手続

各省庁のセキュリティポリシーに則って行われる政府機関内部のイントラネットにおける電子メールを利用する。

() 各省庁と事業者等との間の手続

契約書等、印鑑照合を行う必要のある書面の作成を除き、従前からの継続的なやり取り又は事後のやり取りにより本人確認が補完されと考えられることから、電子メールを利用する。

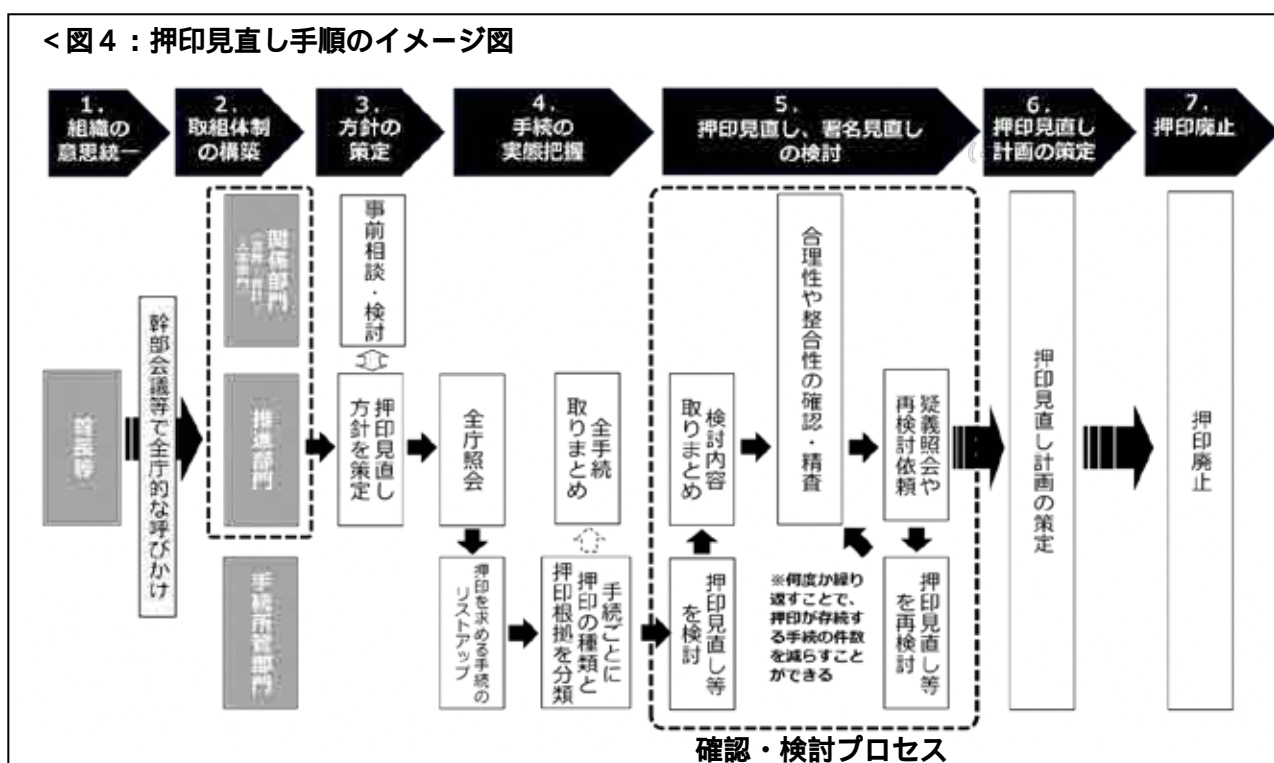
()、()いずれの場合についても、行政文書を電子メールにより電子的に交付する場合には、当該行政文書に、責任者・担当者の氏名、文書番号等を記載することを通じ、真正性を確保する。

第三章 地方公共団体の押印見直しに係る取組

地方公共団体における押印見直しの参考としていただくため、第二章で解説した国の取組の考え方、基準等をベースにし、先行して取り組んだ地方公共団体の経験も取り込みながら、地方公共団体における押印見直し手順等を整理しました。

先行して押印見直しに取り組んでいる地方公共団体の取組を確認したところ、おおむね以下の手順で作業を進めています。各段階における取組内容は、下記プロセス１．～７．のとおりですので、各団体の実情を踏まえて、必要な修正を行いながら活用してください。

<図４：押印見直し手順のイメージ図



1. 組織の意思統一

押印の見直しは、検討に手間を要するほか、長年馴染んできた業務ルールの変更に、庁内から不安や反発の声が挙がることも予想されます。見直しを円滑に進めるためには、首長等の幹部がリーダーシップを発揮して庁内に呼びかけを行うことにより、各部門が押印の見直しの目的や意義を理解して、前向きに取り組める機運を醸成することが重要です。

2. 取組体制の構築

推進部門の指定

首長等の幹部の指揮の下、取組の中心となって見直し方針や基準の策定、手続所管部門への検討依頼、回答の取りまとめなどを行う推進部門を指定します。

先行して押印見直しに取り組んだ地方公共団体では、総務部門や行政改革部門のほか、関係部局を集めたプロジェクトチームを組成し推進部門としている場合もあります（P18＜参考：地方公共団体における推進体制の構築事例＞参照）。

関係部門の協力

推進部門が見直し方針や基準を策定する際に、総務、法務、人事、会計、IT など庁内横断的な制度・業務を担当する部門の専門的な見地からの協力が得られるよう、必要に応じて取組体制の中に位置付けます。

（ ）総務・法務部門

押印の法的効果の検討、押印廃止のための条例等の一括改正など

（ ）人事部門

推進部門が示した方針に沿って、人事、給与、庶務関係手続における押印見直しを検討し、結果を庁内各部署に連絡

（ ）会計部門

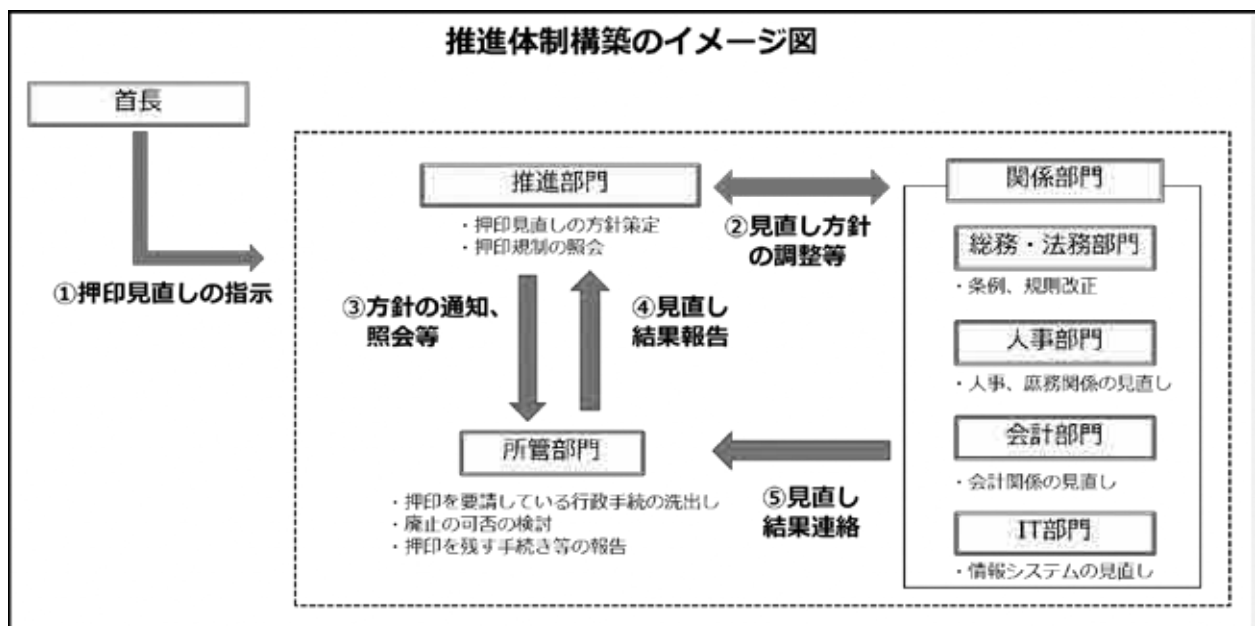
推進部門が決定した方針に沿って、会計手続の見直しを行い、結果を庁内各部署に連絡

（ ）IT 部門

推進部門が決定した方針に沿って、情報システムの見直しを行い、結果を庁内各部署に連絡

手続所管部門における見直し

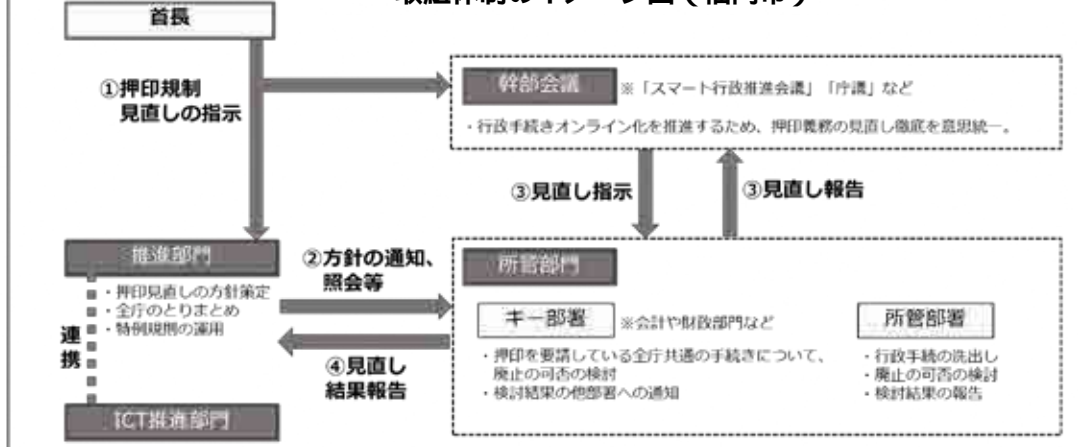
推進部門が決定した押印見直し方針に沿って、所管手続やその様式について、押印の必要性に関する見直しを行います。



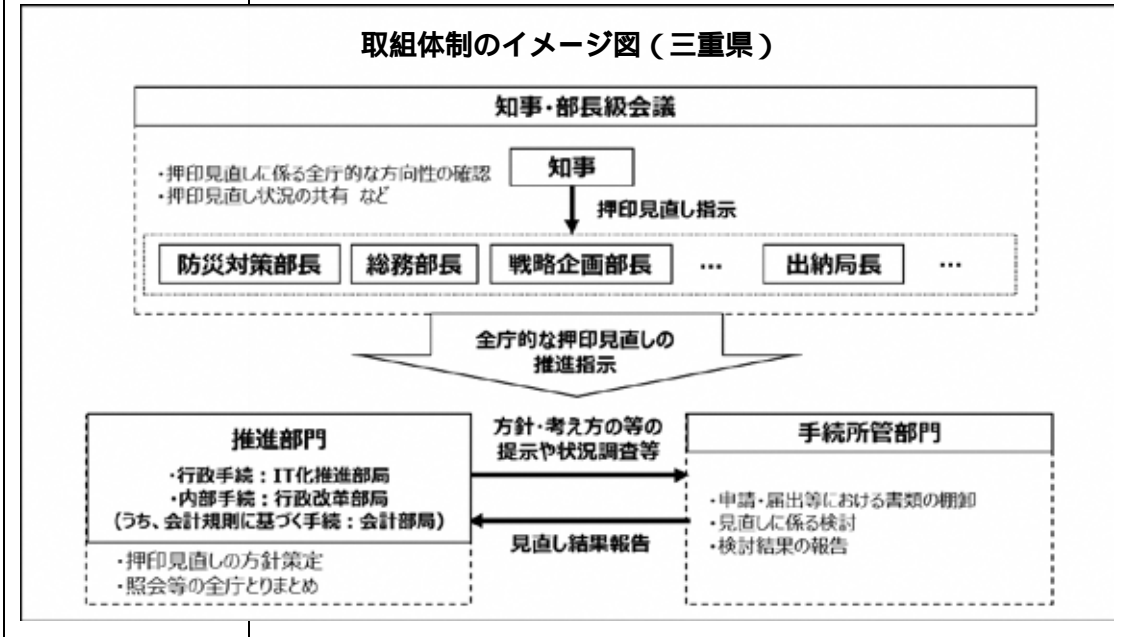
<参考：地方公共団体における推進体制の構築事例>

地方公共団体名	取組内容
福岡市	・市長トップダウンで押印見直しを開始。はじめに実態調査を実施したうえで、押印の根拠確認と見直し方針を策定し、方針に沿った見直しを全ての部署に呼びかけ。 ・また、幹部職員にも見直しを意識づけるため、行政手続のオンライン化推進を目的に設置された「スマート行政推進会議」（平成 31 年 4 月設置）をはじめとしたあらゆる幹部出席会議において、市役所全体で押印義務の見直しに取組むことを説明し、意思統一を図る。 ・推進体制としては、総務・文書部門と行革部門を中心に、ICT 推進部門とも連携しながら実施。結果、令和 2 年度末までとしていた達成目標を半年前倒し、市単独で見直し可能なものについて令和 2 年 9 月末で「ハンコレス」完了。
大阪府	令和元年 12 月に開催されたスマートシティ戦略会議において、はんこレス、キャッシュレス、ペーパーレスの「3つのレス」を知事が提言。その後、令和 2 年 1 月に押印を求める手続の棚卸調査を実施。同年 10 月、副知事が全部局に対し押印義務の見直し検討を指示。行政のデジタル化推進部門が押印義務見直しの指針を作成し、府で所管する全ての手続について、押印規制見直しの照会を実施。押印を残す手続については副知事が個別にヒアリングを行うなど、徹底的な見直しを行っている。

取組体制のイメージ図（福岡市）



三重県	・令和10月16日議会への知事答弁で「県独自の押印を求めている手続は年内に見直しの方向性を取りまとめ年度内に廃止を完了させる」旨発言。行政手続はスマート改革推進課、内部手続は行財政改革推進課（会計規則に基づくものは出納局）が推進部局となって主導し、進捗は知事を長とする部長級会議で確認。 ・11月4日集計時点で県独自の行政手続のうち、押印を求めている947手続のうち、95%にあたる897手続が年度内に廃止の方向で検討中。今後代替手段、廃止時期等について精査を進める。 ・内部手続のうち、押印を求めている全601手続（会計規則に基づくものを除く。）については、年度内に廃止の方向で検討中。会計規則に基づくものについても、廃止できるものは年度内に廃止の方向で検討中。
-----	--



<column> 押印見直しは組織の意識改革が大切

～CASE 千葉市～押印見直し担当

総務局情報経営部業務改革推進課 黒川 裕季様 寄稿

千葉市では「市民や事業者へ時間を返す」という視点で行政改革を進める一環として、平成 26 年から押印の見直しを進め、約 3,000 種類の手続のうち約 2,000 種類を、署名を基本とする「署名又は記名押印」の選択制等に改めました。

見直しに当たり、職員から「押印を無くして大丈夫なのか？」等の声も多く、なかなか理解が得られないこともありましたが、調査や議論を進める中で少しずつ意識の醸成を図っていきました。

現在では、住民も職員も押印しないことに違和感がなく、次のステップとして行政手続の原則オンライン化を進めています。押印の見直しは住民からも喜ばれる取組であり、オンライン化の第一歩にもなりますので、職員の意識改革等、課題も多いと思いますが、一緒に取り組んでいきたいと思います。

～CASE 福岡市～押印見直し担当 行政部総務課 岩室 淳子様 寄稿

押印義務を見直すにあたって最も大変だったことは「職員の意識改革」です。福岡市の場合は、コロナ禍によって行政手続きのオンライン化の重要性高まる前、平成 31 年頃から取組を進めており、今ほどの全国的な課題認識の広がりはなく、先行していた見直し事例も多くありませんでした。

取り組み当初は、「印鑑なしで本当に大丈夫なのか」といった、職員からの戸惑いの声が多くあり、「行政手続きにハンコが必要なのは当たり前」という発想が深く根付いていることが実感されました。

しかし、そんな職員の戸惑いに対し、「実印でもない、誰でもどこでも購入できる認印にどれだけ本人確認の効果があるのか。」そんな市長からの問題提起に多くの職員がハッとさせられました。さらに、押印を見直したその先にあるオンライン化の重要性まで思いを巡らせると、行政が変わらないままではいられません。

「職員の意識改革」を進めるうえでは、こうした見直しの必要性を、担当職員だけでなく上層部も漏らさず巻き込み、職員全体へ浸透させることを意識して進めました。

～CASE 大阪府～押印見直し担当

スマートシティ戦略部デジタル行政推進課 増田 友和様 寄稿

本府の押印義務見直し開始当初は、全国的にも取組が加速していない時期だったこともあり、見直しに積極的な所属は多くありませんでしたが、国の通知や他の自治体の事例などを共有するなど、全庁的に見直しの必要性が浸透するよう努めました。

今年度に入ると、全国的な押印義務見直しの機運が高まったことも相まって、徐々にその必要性が認識され、主体的に取り組む所属も増えていきました。

手続の中には、現状の業務フローを変えることなく押印義務を見直すことができる

ものも多くあるため、職員の意識改革も取組を進める上での重要な一つの要素だと実感しました。

～CASE 三重県～押印見直し担当 総務部スマート改革推進課 中西 弘様 寄稿

本県では7月の総務省通知を受け、8月から行政手続の棚卸等の調査を進めました。全庁的に調査へ本気で取り組んでもらうためには、トップダウンでの指示が不可欠です。

実際、10月の議会で知事が「県独自手続の原則押印廃止」を表明した後、再度見直し調査を実施した際には手続の報告件数が3倍に増える等、各部局の「本気度」が目に見えて変化しました。

各部局への見直し依頼にあたっては、規制改革会議で示された基準を参考としつつも、細かい基準は示さずに、まずは手続を所管している各部局で判断してもらうようにしました。当然、代替措置等で幾分かの温度差も生じますが、全体のバランスは取りまとめを担当する我々が確認しつつも、手続を所管する現場がしっかり考えてくれたことは良かったと思っています。

押印の見直しは、今後の業務プロセスのデジタル化の最初のステップでしかありません。今後は代替措置などについて検討を進めなければならず、「現場のコミット」を当初から確保しつつ進めることをお勧めします。

～CASE 大阪府高石市～押印見直し担当 総務部総務課 西村 まい子様 寄稿

押印の見直しを推進するにあたり、まず本市における全ての申請等手続を把握するため全課に照会をすることからはじめました。数千にものぼる手続を取りまとめ精査することは骨を折ることでしたが最も苦心したことは、全職員に当事者意識を持たせることでした。

他団体を視察し先進的な取り組みをお手本にしながら、手探りながらも見直しの完了に向け、庁内各課と協議を重ねるなど日々奔走しております。

見直しの過程で、全課に一つ一つの手続における法令、例規等の条文・様式の確認をさせることにより、職員に改めて所管の行政手続における根拠となる法令、例規等を再認識させるきっかけになったことはこの押印見直しの副産物とも言え、大変意義のあることでした。

3．押印見直し方針の策定

推進部門が関係部門の協力を得て、押印見直し方針を策定します。押印見直し方針の内容が、プロセス4．で説明する照会様式の項目として記載されます。

先行して押印見直しを実施している地方公共団体の押印見直し方針を確認すると、主に、見直しのスケジュール、対象とする手続の他、押印見直し・署名見直しの基準の設定（プロセス5．参照）、押印を廃止した場合の実現可能な代替手段の検討、手続所管部門と推進部門の検討・確認プロセスの方法（押印継続の場合は、理由書やヒアリングシートの提出義務付け等）が挙げられています。また、会計、人事部門が、所管する手続において、手続の性質に即した独自の基準を設けている例も見られます。

一通り全体の検討を終えたのちに策定する押印見直し計画（プロセス6．参照）の公表内容などの方向性や、押印を廃止する際の具体的な方法もこの段階で検討します。（プロセス7．参照）

4．押印を求める手続の実態把握

推進部門は、押印見直し方針に定めた見直しの対象手続のリストアップ、見直し方針に該当するか判断するために必要となる事項（押印の種類、根拠規定等）を把握するための照会様式を作成し、手続所管部門に照会します。

会計関係手続は会計部門が横断的にチェックを行うことが予定されている場合など、後の検討・確認プロセスの便宜上、手続の種類（行政手続、内部手続（人事手続、会計手続）等）ごとに様式を別にしたり、それらを識別する欄を設けます。

手続所管部門では、手続所管課、事業・手続名／様式名、押印の種類（注1）、押印根拠の分類（注2）、根拠規定（注3）等を記載して推進担当に提出します。以降の右側の列は、次のプロセス5．で検討結果を記載する際に使用します。

<照会様式例>

(照会様式標準例は内閣府 HP :

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/i_index.html に掲載しています)

No.	手続所管課	事業・手続名 / 様式名	手続の実態把握			押印見直し検討	署名見直し検討
			押印の種類 (注1)	押印根拠の分類 (注2)	根拠規定 (注3)	廃止済 ②廃止の方向で検討中 ③廃止不可 国の動向注視 都道府県の動向注視	廃止済 ②廃止の方向で検討中 ③廃止不可 国の動向注視 都道府県の動向注視
1	〇〇部〇〇課	産業廃棄物処理業の許可 申請/産業廃棄物処分業新 規・更新許可申請	登記印・登録印	(a)国の法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	国の動向注視	国の動向注視
2	〇〇部〇〇課	選挙運動関係/市長選挙公 営施設使用の個人演説会 開催届	認印	(b)都道府県の条例等	〇〇県規程別記様式 (公職選挙法第161条第1項、行令第 112条第1項により)	都道府県の動向注視	都道府県の動向注視
3	〇〇部〇〇課	固定資産税・都市計画税/ 減免申請書	認印	(c)地方公共団体の条 例等や慣行	〇〇市市税条例施行規則	②廃止の方向で検討中	②廃止の方向で検討中

プロセス5.での検討結果を記入

(注1) 押印の種類

認印、 登記印・登録印、 登記印・登録印 + 印鑑証明、に分類します。この分類は、地方公共団体が求めている押印の趣旨（本人確認や文書作成の真意確認等）を確認するためのものです。

(注2) 押印根拠の分類

行政手続、内部手続に関わらず、以下分類で振り分けることで、国や都道府県等の対応を待って対応する手続、地方公共団体が自らの判断で見直しできるものに分類します。次のプロセス5.では、この分類によって対応が異なります。

なお、国の法令等で直接的に押印を求めているものではないが、地方公共団体においてそれに準じて押印を求めている手続については、(a)ではなく(c)に分類します（例：契約書の押印は法律で定められているため(a)ですが、見積書、請求書、領収書については(c)となります）。

分類	記載
(a)国の法令等により押印が求められているもの	P25
(b)都道府県の条例など外部の機関により押印が求められているもの	P25
(c)自団体の条例等や慣行により押印を求めているもの	P25
(d)通知等に押印する公印等	P32

(注3) 根拠規定

押印を求める具体的な根拠名、条項を記載します。

例：〇〇条例第〇条第〇項

なし（慣行）

5. 押印見直し・署名見直しの検討

手続所管部門は、押印を求める手続の実態把握が終了したのち、押印と署名の見直しを行います。見直しは、4.（注2）押印根拠の分類別に以下のとおり行います。検討を終えたら推進部門へ回答し、押印見直し方針に従って、推進部門との検討・確認プロセスに入ります。

（1）国の法令等により押印が求められているもの

4.（注2）において押印根拠の分類(a)に分類された手続については、国における見直し結果を反映するため、国において年内に政省令等の改正、年明けの通常国会における一括法の提案が予定されています。施行の際には、所管省庁から関係する地方公共団体に対して施行通知や事務連絡等が発出されますので、それに従った条例等の改正、様式変更、関係者への周知等が考えられます。

政省令や法律改正の実施状況、施行通知等の発出状況やその内容については、今後、本マニュアルを更新して紹介していきます。

（2）都道府県の条例など外部の機関により押印が求められているもの

4.（注2）において押印根拠の分類(b)に分類された手続については、市区町村においては、国の法令等のほか、都道府県の条例等により押印を求められている手続もあることから、都道府県における押印見直しの動向も把握したうえで、それに対する対応（関係する部署との事前調整や、必要に応じて条例等の改正、様式変更等）も盛り込んだ押印見直しの方針、スケジュールを検討することが考えられます。

都道府県が押印見直しに取り組む際には、管内市区町村に対して検討内容やスケジュール等を連絡しておく、市区町村の検討がスムーズに行われます。

（3）自団体の条例等や慣行により押印を求めているもの

4.（注2）において押印根拠の分類(c)に分類された手続については、地方公共団体が自らその要否を検討します。行政手続、内部手続に関わらず、押印を求める趣旨の合理性の有無、代替手段の有無等により判断します。（下記の基準（ ）、図5参照）

また、署名についても、一連の手続の中で押印と同時に求められることが多いことから、併せて見直しすることが考えられます（下記の基準（ ）参照）。

() 押印見直しの判断基準

基準 : 押印を求める趣旨の合理性の有無

解説：押印を求める趣旨として、以下３点が挙げられますので、その合理性をそれぞれ検討することで押印見直しを行います。

押印が求められている趣旨

趣旨	判断のポイント
本人確認 (文書作成者の真正性担保)	本人確認の手法は多数存在する。(基準②参照)
文書作成の真意確認	本人確認がされた“本人”からの申請があった事実があれば、真意は確認できている。
文書内容の 真正性の担保	内容の真正性は押印のみによって評価されるわけではなく、 手続全体として評価される。

登記・登録印によらない押印は、本人確認の手段としての効果は大きくないため、認印については、行政手続、内部手続に関わらず、押印を求める趣旨の合理性が乏しいと考えられ、基本的に押印を廃止します。

また、登記印や登録印の押印を求めているものでも、印鑑証明書の提出を求めているため印鑑照合を行えない場合には、押印を見直します。さらに、制度の趣旨から厳格な確認が必要と考えられる場合には、印鑑証明まで提出を求めることも考えられます。

印鑑証明書の提出を求めているものでも、必要以上に求めている場合には、印鑑証明書の提出を見直すことが考えられます。

国の法令等に準じて押印を求めているもの

国の法令等に準じて、自団体で押印を求めているものについては、今回、国において行った行政手続及び内部手続の押印見直しの結果¹⁸を基に対応することが想定されます。国の押印見直しの結果には、押印見直しの方向性や見直しに至った検討内容、スケジュール等が記載されていることから、地方公共団体で押印見直しを判断する際に参考とすることで、国に対応した押印見直しを行うことが可能です。

¹⁸ 参考資料１別添３：各府省における内部手続の見直し事例

参考資料４－３：各府省の行政手続における押印の見直し方針一覧

参考資料５別紙２：法令等により書面・押印・対面を求めている会計手続、人事手続等についての一覧表

参考資料５別紙４：会計手続、人事手続等において各府省が裁量により求めている書面・押印・対面の見直し事例

基準：押印を求める趣旨の代替手段の有無

解説：上記に記載した押印を求める趣旨を代替する手段を検討することで、押印見直しを行います。主な代替手段として、既存システムの利用等による ID・パスワードによる認証や利用アドレス登録を行った e メールからの受信、本人確認書類の写しの受領等が想定されますので、各団体の実情に合わせて、代替手段を設定する必要があります。

また、現に本人確認書類の提出を求めている場合や必要に応じ実地調査を行っている場合には、押印を見直すことが考えられます。

図 5：押印見直しの判断フロー



1：本人確認・文書作成の真意確認の考え方

地方公共団体の行政手続においては、本人確認や文書作成の真意（申請意思）確認を押印や署名で担保してきましたが、近年、その手法について見直しが行われています。

今回、国の押印見直しに係る考え方として、実質的証拠力や文書の証拠価値は、押印のみによって評価されるわけではなく、文書の成立経緯を裏付ける資料などの証拠全般により判断されるものであって、形式的証拠力の観点からも押印による推定（文書の真正性 民事訴訟法第 228 条）は限定的であるという見解が示されています。¹⁹また、文書作成の真意の確認のための押印については、本人確認がなされている場合には、三文判が自由に手に入る世の中において、あまり意味をなさないとも言われています。さらに、署名の見直しについては、「署名又は記名押印」を求めてきた手続について、記名押印を廃止、すべての申請者に署名を求めることは、実質的に申請者の選択肢を狭めることとなるため、厳しく検証されました。

今回、本マニュアルに基づいて各団体で押印、署名の見直しを行う際には、認印や、印鑑照合を行わない登記・登録印による押印の効果は限定的であるという前提に立って本当に本人確認が必要であるか改めて検討し、必要な場合は、代替方法を検討することが重要です。また、文書作成の真意確認は、窓口での申請かオンラインによる申請に関わらず、本人確認を経た申請がなされれば良いと考えられます。

2：契約書や見積書、請求書等の支出根拠書類の押印の考え方

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項の規定により、地方公共団体が契約につき「契約書」を作成する場合においては、契約の相手方とともに、「契約書」に記名押印しなければ、当該契約は確定しないこととされています。

国においては、今般の見直しで、法的安定性を図る観点から、直接収入又は支出の原因となる契約の最終的な意思確認文書である「契約書」への記名押印は廃止しないこととする一方、「契約書」以外の「見積書」、「請求書」、「領収書」等については押印を不要としました。

先行して押印見直しに取り組んだ地方公共団体の中には、契約書には「契約書に基づく委任状、請求書、領収書等を含む」との考えの下、契約書に関連した書類を押印見直しの対象としなかった団体もありました。債務を履行する担保として、厳格に解されてきたためと思われます。

¹⁹ 参考資料 1 別添 4：押印についての Q & A（令和 2 年 6 月 19 日）

地方公共団体における「見積書」、「請求書」、「領収書」等については、地方自治法等の国の法令によるものではなく、各地方公共団体の長が定める財務規則等において押印の取扱いを定めているものであるため、その作成や書類の提出に当たっての押印の取扱いについては、これらの国の取組に準じた対応を実施することが考えられます。²⁰

3：見積書、請求書等の支出根拠書類の押印見直しに係る対応

支出根拠書類の押印見直しに係る対応については、今般の国の取組に準じると、ID・パスワードによる認証を経たオンライン対応や利用アドレス登録を行ったeメールによる書類の提出等²¹により行うことが想定されます。また、入札参加者に対して印鑑を登録させ、支出根拠書類の印鑑と照合している場合についても、その手法自体について検証することも考えられます。

地方公共団体においては、国の見積書、請求書等の押印見直し事例等²²を参考にしながら、各団体の実情を踏まえ、支出根拠書類の押印見直しに係る対応を検討することが求められます。

4：協議書、覚書等の押印の考え方

協議書、覚書等については、先行して押印見直しに取組んだ地方公共団体の多くが、契約書としての性質を備えている場合には押印を存続することとしています。今般の国の取組においても、契約書は押印が存続することから、協議書、覚書等の取扱いについては、引き続き同基準により判断することが考えられます。

5：行政手続のオンライン化に当たっての本人確認の考え方

地方公共団体が行う手続のオンライン化において、ID・パスワードによる認証、利用アドレス登録を行ったeメールの利用等は、本人確認として有効です。

しかし、各団体が抱える各手続の性質や運用、組織体制等などが異なることから、国の取組を参考にしつつ、実情に合わせた取組が求められます。

国においては、各種行政手続をデジタル化する際に必要となるオンラインで

²⁰ 参考資料1：地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて（令和2年7月7日）及び別添1：書面規制、押印、対面規制の見直しについて（令和2年7月2日）

²¹ 参考資料7：行政手続のオンライン化に当たっての本人確認の考え方（令和2年11月16日）

²² 参考資料1別添3：各府省における内部手続の見直し事例

参考資料5別紙2：法令等により書面・押印・対面を求めている会計手続、人事手続等についての一覧表

の本人確認に対する考え方及び手法が示されています（「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」以下、「本人確認ガイドライン」という）。²³行政手続の簡素化の議論の中では、書面での申請に比べてより厳格な本人確認手法を求めているオンラインの手続があるとの指摘があるほか、本人確認ガイドラインでは電子メールによる申請は念頭に置かれていないが、電子メールによる申請における本人確認の考え方を示すことで行政手続のオンライン化が促進される可能性があります。その状況をふまえ、国において、行政手続をオンライン化するに当たっての本人確認の在り方について、「本人確認ガイドライン」の内容を補完するものとして、「行政手続のオンライン化に当たっての本人確認の考え方」²⁴でその考え方が整理されています。

地方公共団体においては、手続の本人確認の必要性に応じ、代替可能な手段を検討する必要がありますので、オンライン化などの代替手法を検討する際は、参考にすることが考えられます。

（ ）署名見直しの判断基準

署名については、一連の行政手続の中で押印と同時に、又は押印の代替として求められることが多いため、押印見直しに併せて署名も見直すことが課題になります。押印を見直した場合において署名を見直すにあたっての判断基準は以下のとおりです。

基準 根拠規定が「署名及び押印」：署名を求める実質的な意味の有無

解説：署名及び押印の両方を求めている手続について、押印を求めず署名のみを残すことは手続の簡素化であり、署名に実質的な意味があると考えられる場合には、引き続き、署名を求めることは認められるものと考えられます。

基準 根拠規定が「署名又は記名押印（認印可）」

：署名を求める実質的な必要性の有無

解説：署名、記名押印のうち、いずれか一方のみを求めている手続について、記名押印のみを廃止し、全ての申請者に署名を求めることは、申請者の選択肢を狭め、実質的に規制強化となりますので厳しく検証することが求められます。記名押印（認印可）により代替可能とされてきた署名についても、原則として不要と考えられます。

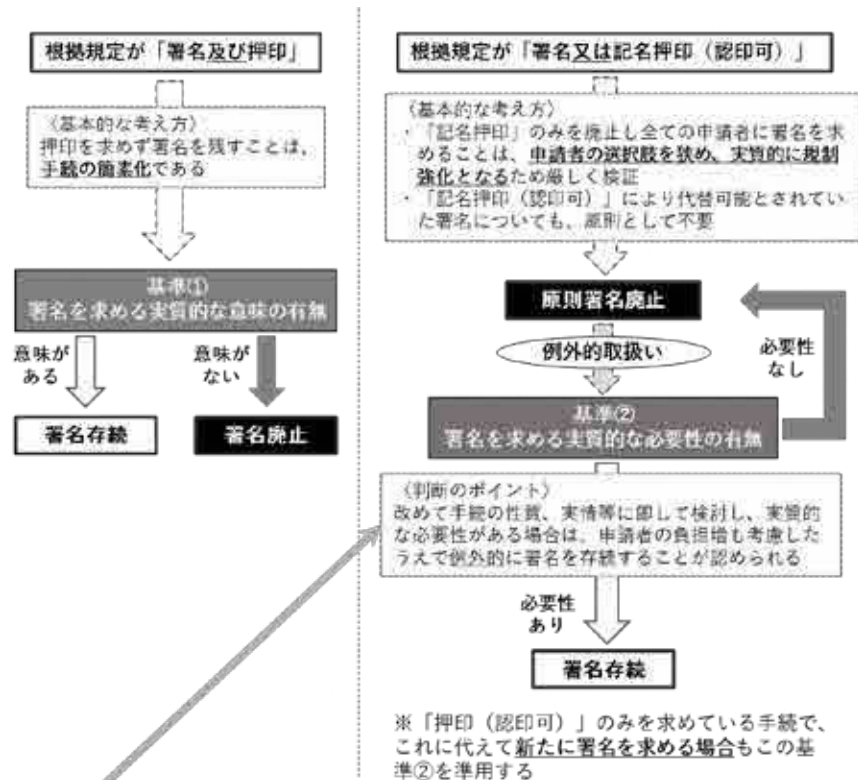
²³ 参考資料 6：行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン（平成 31 年 2 月 25 日）

²⁴ 参考資料 7：行政手続のオンライン化に当たっての本人確認の考え方（令和 2 年 11 月 16 日）

なお、「押印（認印可）」のみを求めている手続について、これに代えて新たに署名を求めることは規制強化となり、原則として認められないものと考えられます。

但し、改めて手続の性質、実情等に即して検討し、署名を求める実質的な必要性がある場合には、申請者の負担増も考慮したうえで、例外的に署名を存続することは認められるものと考えられます。

〈図6：署名見直しの判断フロー〉



＜参考：検討の結果、署名を求める手続とその理由（p9再掲）＞

住民異動届（住民基本台帳法（転入、転出、転居、世帯変更等）

存続理由

- ・個人の重要な権利義務に係る多数の行政事務の基礎となる手続
- ・虚偽の届出等があった場合に、回復困難な権利侵害等が生じ得る
- ・申請の殆どで「署名」が行われており、負担増は限定的

直接請求に係る提出書類（署名収集を依頼する委任状）

存続理由

- ・直接請求は参政権の一つで、適正実施の強い要請がある
- ・適正な直接請求活動のためには、住民が署名時に委任状の真正性を判断する手がかりを残しておく必要があることから、請求代表者全員の押印を求めている（氏名については、記名でも可）
- ・従来、多数の者の押印を求めているものを、1人以上の署名にすることで、真正性を確保しつつ、押印を廃止することにより負担軽減を図ることとしている

参考：署名と記名押印の双方を廃止した場合の対応

署名と記名押印の双方を廃止した場合の対応として、条例等や様式を改正する必要がありますが、その内容は国で法案提出が予定されている一括法や各省庁が改正する法令等を参考にすることが考えられます。一括法は初版発出時には法案提出前ですが、各省庁が改正する省令等はすでに公表されているものもあります。すでに改正された省令等を確認すると、条文で規定している場合は、申請者の「氏名を記載すること」に改正し、様式で規定している場合は、実質的に申請者の「氏名を記載させる形」に改めることで対応しており、申請者が窓口で氏名を記載されることを排除するものではありません。一括法の考え方は、今後、本マニュアルを更新して紹介していきます。

参考に「氏名を記載すること」とした場合の申請者欄のイメージ図を掲載します。

(廃止前)

氏 名	フリガナ(姓)	(名)
	漢字(姓)	(名) 印
	署名又は記名押印 氏名が自署の場合は押印省略可	



(廃止後)

氏 名	フリガナ(姓)	(名)
	漢字(姓)	(名)

(4) 通知等に押印する公印等

4. 注2において押印根拠の分類(d)に分類された公印については、今回の国の押印見直しにおいて、明示的に見直すことはされていませんが、公印省略等と記載されている事例も多いところです。内部手続については、今回、公印が見直しされたものも存在しています。²⁵

²⁵ 参考資料5 別紙2：法令等により書面・押印・対面を求めている会計手続、人事手続等についての一覧表

<column> 決裁における職員の押印について

決裁は行政手続を処理する過程の一部ではありますが、リモートワークや業務の効率化の観点から、職員の押印を見直すことが考えられます。職員の押印の代替手段としては、電子決裁システムの整備等のオンライン化が挙げられます。

電子決裁は、自動回覧・督促機能により起案者が持ちまわる必要なく、決裁者も自分のタイミングで決裁ができるほか、決裁文書の保存・検索が容易に行えるなど業務の効率化に貢献します。国においては、平成 21 年に府省共通システムとして電子決裁のシステムの運用を開始しましたが、利用が進まなかったため、アクションプランを策定し、目標を掲げて電子決裁率の向上に取り組みました。決裁ルートの見直し（同報機能の活用による決裁者の削減等）、システムの操作性やマニュアルの改善、府省・部局ごとの利用実績を明らかにして低調な部局等への取組促進等に取り組んだ結果、平成 28 年度には電子決裁率が 91.4%（注）まで向上しました。現在も、平成 30 年 7 月にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定した「電子決裁移行加速化方針」に基づき、電子決裁への移行を推進しています。（注）府省共通電子決裁システム以外のシステムを利用するものを含む

地方公共団体においても、電子決裁を積極的に推進し、押印の見直し、そして業務効率化に成功した団体がありますのでご紹介いたします。

～CASE 茨城県～総務部行政経営課 佐藤 広明様 寄稿

茨城県では、知事のリーダーシップのもと、デジタル化による業務の効率化の一環として、平成 30 年 4 月から 10% 台だった電子決裁率を 100% とする取組を進め、4 ケ月でほぼ目標を達成しました。

取組に当たっては、まず決裁を「審査」と「意思決定」に分け、「意思決定」のみを全て電子化しました。例えば、紙の書類は紙のまま「審査」し、その後「意思決定」に必要な不可欠な書類のみを電子化して、必要に応じて決裁時に紙の根拠書類を見るルールとしました。

こうした対応により、分厚い書類を電子化する負担を懸念する現場の抵抗感もなくなり、目標達成に繋がりました。電子書類は電子上で審査し、同様に処理しています。

現在は、決裁時の押印廃止により、持ち回り決裁がなくなり、テレワーク時にも円滑に電子決裁が行われています。

～CASE 佐賀県～佐賀県総務部情報課 津田 浩介様 寄稿

佐賀県では、文書事務の効率化や迅速化、ペーパーレス化などを目的として、庶務事務や旅費事務における電子決裁をはじめ、文書決裁の電子化に平成 16 年度から取り組んでおり、その土台となるファイル共有サーバの整備などとあわせて、庁内の決裁処理の電子化を進めてきました。

文書決裁の電子化にあたっては、「添付資料の閲覧に時間や手間がかかる」という不満が導入当初はよくあがっており、一部で決裁に紙が使われた時期もありましたが、システム改良を重ね、紙と同等か、それ以上の使い勝手を実現することで、紙を使う理由がないほど電子決裁が定着するようになりました。

また、当県の文書決裁システムの特徴として、会計事務システムとの連携を行うことにより、負担行為や支出命令なども電子決裁が行えるようにしており、時間と場所にとられない決裁処理を実現しています。

さらに、平成 20 年 1 月から、テレワークを導入していますが、電子決裁が行えなければ、テレワークをしていても決裁の度に登庁が必要となるなど、決裁時の押印が不要となる電子決裁なしに現在のテレワークは成立しなかったと言っても過言ではないと考えています。

6 . 押印見直し計画の策定

推進部門は、プロセス 5 . において、手続所管部門から回答があった、押印根拠や押印廃止の可否や見込み、署名廃止の可否や見込み、代替手法やスケジュール等の回答内容について、押印見直し計画として取りまとめることが考えられます。このような全庁的・計画的な見直しを担保するため、手続所管部門や関係部門に配付するとともに、住民に対して公表することも有効と考えられます。

7 . 押印廃止

手続所管部門は関係部門（主に法務部門）と連携し、必要な条例等や様式の改正を行います。施行日が確定したら、住民への周知も必要です。推進部門は、押印継続となったものについて、手続所管部門との検討・確認プロセスを継続します。また、押印見直し計画に変更が生じた場合は、計画の変更が必要です。

先行して押印見直しを実施している地方公共団体の取組を確認すると、条例等の一括改正や、特例規則を活用（別表による読み替え等）し、押印を廃止する際の速やかで効率的な条例等の改正、施行を実施している例もあります。

第四章 おわりに

「絶えず変化を求める気持ちと不満こそが、進歩するために最初に必要なものである。」

傑出した発明家として知られ、生涯におよそ 1,300 もの発明と技術革新を行ったといわれるトーマス・エジソンの言葉です。

長年守られてきたルールを変更するにはリスクを伴いますが、変化の激しい時代においては、変化に対応せずに時代に取り残されるリスクにも目を向ける必要があります。本マニュアルが、積極的な取組を行う地方公共団体職員の皆様のお役に立てば幸いです。

今回ご提示させていただいたマニュアルは、発行時点の情報を基に作成したものであり、今後もユーザーの声を踏まえ、絶えず更新していくことで、全国の地方公共団体と一緒にバージョンアップしていくマニュアルにしたいと考えています。

是非お使いいただいた忌憚のないご意見などを発行元にお寄せください。頂いたご意見を踏まえ、マニュアルをより使いやすいものに更新していきます。

最後となりましたが、初版を作成するにあたり、押印見直しの先進地方公共団体である千葉市、電子決裁の先進地方公共団体である茨城県及び佐賀県、規制改革・行政改革担当大臣直轄チームに職員を派遣していただいた群馬県、愛知県、三重県、大阪府、徳島県、高知県、那須塩原市、相模原市、福岡市の押印見直し推進部局には、取組事例の紹介をはじめ、コラムの寄稿や内容校正など、多大なるご協力をいただきました。あとがきに代えて深謝いたします。

参考資料一覧

別冊となっております。

地方公共団体における押印見直しマニュアル（参考資料集）目次□

参考資料集 ページ	資料番号	資料名称	発出者
P1	参考資料 1	地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて（令和2年7月7日）	総務省自治行政局長
P5	参考資料 1 別添 1	書面規制、押印、対面規制の見直しについて（令和2年7月2日）	規制改革推進会議議長
P9	参考資料 1 別添 2	行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）（令和2年5月22日）	規制改革推進会議議長
P21	参考資料 1 別添 3	各府省における内部手続の見直し事例	令和2年6月18日第4回旅費・会計等業務効率化推進会議幹事会資料を基に総務省自治行政局において作成
P33	参考資料 1 別添 4	押印についてのQ & A（令和2年6月19日）	内閣府、法務省、経済産業省
P39	参考資料 2	就労証明書に関して押印を省略した場合又は電子的に提出した場合の犯罪の成立についての整理（令和2年9月4日）	内閣府規制改革推進室
P43	参考資料 3	「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本の見直しに向けた共同宣言（令和2年7月8日）	情報通信技術（IT）政策担当大臣 内閣府特命担当大臣（規制改革） 規制改革推進会議議長 日本経済団体連合会会長 経済同友会代表幹事 日本商工会議所会頭 新経済連盟代表理事
P45	参考資料 4 - 1	押印を存続する方向で検討している行政手続	内閣府規制改革推進室
P53	参考資料 4 - 2	押印を求める行政手続の見直し方針（根拠別集計）	
P55	参考資料 5	会計手続、人事手続等の各府省等の内部手続における書面・押印・対面の見直し（令和2年11月16日）	内閣官房行政改革推進本部事務局
P57	参考資料 5 別紙 1	法令等に基づく会計手続、人事手続等の内部手続における書面・押印・対面の見直し方針	
P59	参考資料 5 別紙 3	会計手続、人事手続等の各府省の内部手続の書面・押印・対面の見直しに伴う各府省共通課題への考え方	
P71	参考資料 5 別紙 4	会計手続、人事手続等において各府省が裁量により求めている書面・押印・対面の見直し事例	
P77	参考資料 7	行政手続のオンライン化に当たっての本人確認の考え方（令和2年11月16日）	内閣府規制改革推進室 内閣官房IT総合戦略室 内閣官房行政改革推進本部事務局
個別にダウンロード願います	参考資料 4 - 3	各府省の行政手続における押印の見直し方針一覧	内閣府規制改革推進室
個別にダウンロード願います	参考資料 5 別紙 2	法令等により書面・押印・対面を求めている会計手続、人事手続等についての一覧表	内閣官房行政改革推進本部事務局
個別にダウンロード願います	参考資料 6	行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン（平成31年2月25日）	内閣府規制改革推進室 内閣官房IT総合戦略室 内閣官房行政改革推進本部事務局

〈参考：照会様式標準例〉

内閣府 HP：https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/i_index.html

〈参考：条例等や慣行で押印を求めている手続で押印見直しを実施した例〉

千葉市事例：https://www.city.chiba.jp/somu/joho/kaikaku/ouin_minaoshi2014.html

福岡市事例：https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/somu/life/shinnseisho_ouin.html

大阪府事例：令和2年12月23日に大阪府 HP にて公開予定

【作成担当】

内閣府規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム

三重県派遣職員 大迫 慎太郎

大阪府派遣職員 龍石 雅之

相模原市派遣職員 安田 賢司

福岡市派遣職員 吉原 瑛二

内閣府規制改革推進室

書面・押印・対面規制担当

内閣官房行政改革推進本部事務局

書面・押印・対面規制担当

【作成協力】

内閣府規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム派遣団体

群馬県 知事戦略部業務プロセス改革課

愛知県 総務部総務課

三重県 総務部スマート改革推進課及び行財政改革推進課、出納局総務課

大阪府 スマートシティ戦略部デジタル行政推進課

徳島県 経営戦略部人事課行政改革室

高知県 総務部法務文書課

那須塩原市 企画部企画政策課

相模原市 市長公室総合政策部経営監理課

福岡市 総務企画局行政部総務課

【作成協力団体】

茨城県

神奈川県

福岡県

佐賀県

千葉県千葉市

東京都大田区

愛知県春日井市

大阪府大阪市

大阪府高石市

福岡県鞍手郡小竹町

地方公共団体における押印見直しマニュアル

令和2年12月18日【初版】

規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム

内閣府規制改革推進室

内閣官房 行政改革推進本部事務局
